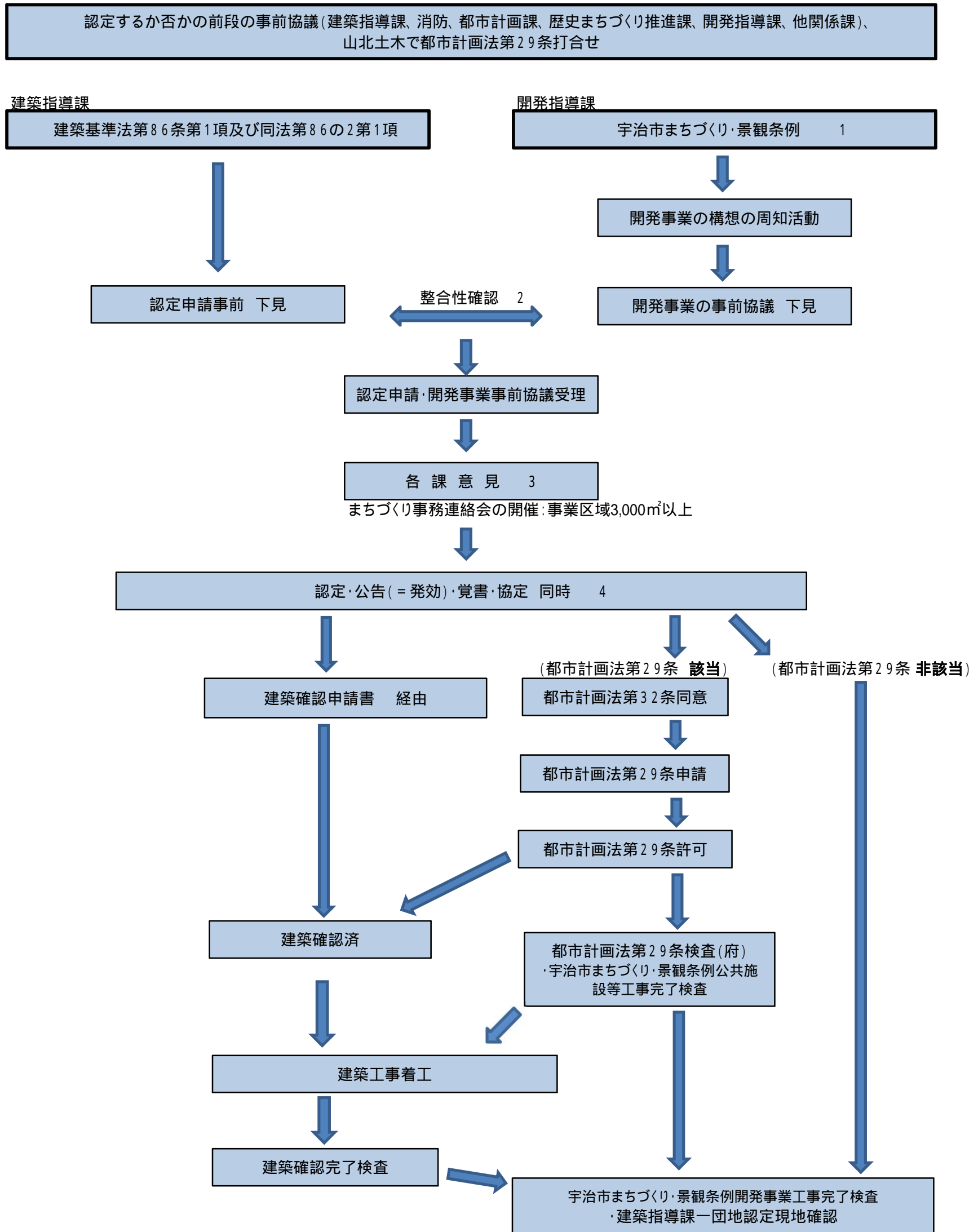


手続きのフロー



- 1 宇治市まちづくり・景観条例がかからない場合(国・地方公共団体が行う開発事業等)は、このフローは適用外
- 2 開発指導課:公共施設の位置及び形状等の確認(道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、水路等)及び寄附・附属部分の確認(各管理者と協議)、民地通路部分の確認、建物配置などを確認。
建築指導課:この時点で、道形状となるものについて、最終的に敷地内通路が基準法道路になるか、民間管理か市管理になるか、を確定し
図書に反映させておく。
- 3 開発指導課:通常各課意見に消防本部予防課を追加。事前協議図書に添付する照会依頼書について、建築指導課と開発指導課からの
兼用の照会依頼書とし、備考欄に「建築基準法第86条認定についても確認願います」と記載する。
- 4 開発指導課:宅地造成委員会(事業区域5,000㎡以上)に該当する場合決裁時期について調整が必要